

官房長用

13

極 秘

12月26日 韓2.12-26に内参

請求権問題処理案の概要

1. 無償経済協力

(1) 供与総額 300百万ドル（各年30百

万ドル/0年間に分割供与、但し、双方合

意の上繰上実施可能）

（賠償会計より出たものに異論あり
24外附停上。

(2) 内容 わが国の生産物及び役務

2. 対韓債権（4573万ドル）の処理

(1) 原則として3年均等償還

(2) 韓国側が希望する場合には、1.の無償供
与分より、毎年度韓国側の要請に基づき減
額する。

(3) (1)(2)の結果、韓国の5カ年計画実施に支
障を生じる場合は、3.の有償供与の繰上実
施を考慮する。

3. 有償経済協力

(イ) 供与総額 200百万ドル(基金よりの
直接借款)

(ロ) 供与期間 10年

(ハ) 条件 期間20年以内、利率3.5%

4 コマーシャル・ベースの信用供与

金額、条件等コマーシャル・ベースの商談
によるが、国交正常化前でも実施可能な措置
をとる。

なお、上記わが方案に対する韓国側の質問
に答える補足説明として、

(1) 対韓債権の回収については、実際上は、
上記2(ロ)が発動される。

(2) 有償経済協力(基金借款)については、
政府は、具体的には返済期間20年程度(据
置期間は一応7年程度)を考えている。

(3) コマーシャル・ベースの信用供与分につ

いては、韓国側が国内対策上必要ならば、

100百万ドル以上という表現を用いるこ

とは差支えない。また、本件信用供与は、

通常の輸銀・市銀の協調融資により行なわ

れる。

オーストラリアの返済対策防止方法

①旧政府に

②有価証券の発行命令の指示

台湾との関係を図る説明するが

～ 従来購入銀行は保証を出さうといふこと